

事務連絡
平成28年3月30日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局
労災保険業務課課長補佐（短期給付担当）

休業（補償）給付と障害厚生年金が併給される場合の調整率の変更について

標記については、平成28年1月22日付け基発0122第2号「労働者災害補償保険法施行令の一部を改正する政令の施行について」の記の3（1）により通知されたところですが、改めて労災行政情報管理システムにおいても4月1日以降の調整率について下記のとおり変更するので御了知いただくようお願いします。

なお、これに伴い、労災保険業務機械処理事務手引（短期給付業務）においても記載を改めることとしますので、よろしくをお願いします。

記

○休業（補償）給付と障害厚生年金が併給される場合の調整率
（現行）0.86 → （平成28年4月1日以降）0.88

【担当】

厚生労働省労働基準局労災保険業務課
短期給付班短期給付第二係
佐々木・牧野・五十嵐
TEL03-3920-3791（短期給付班直通）